

## 介護保険と医療保険の制度の違い

事 項	介護保険	医療保険
同一利用者に対する複数のステーションによる訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2ヶ所以上のステーションから提供可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同月に 2ヶ所までのステーションから提供可能な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生労働大臣が定める疾病等</li> <li>② 特別管理加算の対象者</li> <li>③ 特別訪問看護指示書交付期間中であって、週4日以上指定訪問看護を計画</li> </ul> </li> <li>● 同月に 3ヶ所までのステーションから提供可能な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生労働大臣が定める疾病等</li> <li>② 特別管理加算の対象者</li> </ul> </li> </ul>
	※複数の訪問看護ステーションからの加算等の算定 (各ステーションで算定又は1ヶ所のステーションで算定の区別)	
	*訪問看護指示書は事業所ごとに交付 (指示料の算定は利用者1人に月1回)	
訪問回数の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1日・1週間ともに規定なし (居宅サービス計画に基づく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、週3日が限度</li> <li>● 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書交付期間中は回数制限なく、難病等複数回訪問加算の算定も可能</li> </ul>
休日・時間外の訪問看護に対する差額料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 早朝・夜間・深夜加算の算定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス計画に位置づけられている場合</li> <li>・ 特別管理加算を算定する状態の者に対して月2回目以降の緊急訪問の場合</li> </ul> </li> <li>* 月1回目の緊急訪問の場合は算定できない</li> <li>● 差額料金は徴収できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 早朝・夜間・深夜加算の算定</li> <li>● 差額費用の徴収(その他の利用料)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業日以外は、休日料金をステーションが定める額を利用者から徴収できる</li> <li>・ 早朝・夜間・深夜加算が算定できない時間外については、時間外料金をステーションが定める額を利用者から徴収できる</li> </ul> </li> </ul>
交通費の徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常の訪問エリアへ訪問する場合は、交通費は介護報酬(訪問看護費)に含まれるため、徴収できない</li> <li>● 通常の訪問エリアを越える訪問の場合は、実費相当額を徴収できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「その他の利用料」として、ステーションが定める額(実費相当額)を利用者から徴収できる</li> </ul>